

# 改憲は大軍拡と戦争招き、私たちの営業と生活つぶす 9条1項・2項を空洞化させる「9条の2」追記許さない

7月10日投開票（予定）の参院選が近づいています。新型コロナウイルス危機打開への対策はもとより、憲法第9条の堅持が懸かった、極めて重要な選挙です。

国会が憲法改定を提案し、国民投票を求める国会発議を行うためには、衆参両院で総議員の3分の2以上の賛成が必要です。昨秋の衆院選では自・公・維の改憲勢力がこれを満たす議席を獲得しましたが、参議院ではこれに達していません。この参院選は国会発議、国民投票が最大の争点となります。

自民党は改憲案で「憲法9条への自衛隊明記」「緊急事態条項創設」「参院選の合区解消」「教育無償化」の改憲4項目を示しています。最大の狙いは「9条への自衛隊の明記」です。具体的には、憲法9条1項・2項を現行通りとする一方、「自衛隊」と「自衛の措置」を明記した「9条の2」という条文を新たに設けることです。

自衛隊を憲法に明記すると、自衛隊は「憲法で存在を保障された組織」となるため、これまでの制約が取り払われ「軍」に変わる恐れがあります。また、「自衛の措置」は、これまで9条が禁止してきた海外での武力行使や集団的自衛権の行使を認めることを意味しています。

同一の法形式間では、後から制定された法と従来からある法が矛盾する場合、後から制定された法が従来からある法を優越します。よって、「9条の2」が追記された場合、平和主義・戦争放棄を謳った9条1項・2項は空洞化し、日本は海外で戦争をする国へと変わってしまいます。

改憲は大軍拡と戦争を招き、平和の上に成り立つ私たちの営業と暮らしをつぶします。平和でこそ商売繁盛、改憲は絶対に許されません。

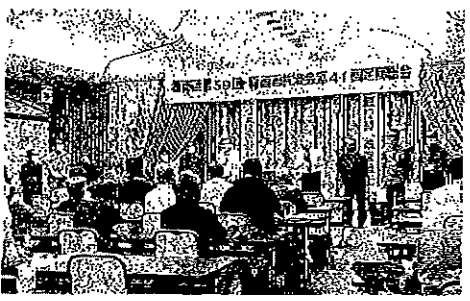


新商連・新商連共済会が定期総会開催  
6月5日、新潟市にて新商連第59回・新商連共済会第41回定期総会が開催されました。コロナ禍の中、委任状での参加を可とするなど、感染症対策を行っての開催となりました。長岡民商からは9人が参加。監物忍新商連共済会副会長（長岡民商共済会理事長・長岡民商会計）は主催者として参加、桃澤政晴会長、青柳一男相談役、金内事務局の3人が会場参加しました。

一般討論（民商からの代表発言）では、事業復活支援金と会員拡大に関し、多くの発言がありました。支部主催・役員中心で事業復活支援金の申請相談会に取り組んだ報告もあり、今後の参考となりました。

支部単位の運動も会員拡大も、長岡民商が取り組むべき重要な課題です。強く大きな民商を築くため、力を合わせましょう。

役員の見直しにおいて、監物長岡民商共済会理事長・長岡民商会計が新商連共済会副会長に再任されました。新年度も新商連共済会発展のために力を尽くします。



新商連・新商連共済会新役員の皆さん

## 上半期分 源泉所得税相談会

源泉所得税を上半期分まとめて納める事業所を対象に、左記のように相談会を行います。貸金台帳等、源泉徴収に関する書類をお持ちのうえ、お越しください。

小国支部（片桐三郎さんのお宅にて）

7月1日（金）午後2時より午後4時30分まで

長岡民商事務所にて（予約制）

7月4日（月）・5日（火）

両日とも午前10時より午後4時まで

※民商事務所で行う相談会は予約制です。